

## 1 ガバナンスの強化等について

- これまでの役員機能強化研修の取組を踏まえた検討を行う必要がある。
- 評議員会の構成が非常に変わってきているため、研修について、特に評議員について重点的に行ったほうがよい。評議員の役割が変わったこと、評議員の権限、理事との役割の違いなど、研修を行う側がそのことを理解していないと適切な研修はできないと思う。
- 評議員の選定について、公益法人における評議員選定委員会での構成員選任実績があるので参考にしてはどうか。
- どこまで行政がバックアップする必要があるのかという問題はあがるが、社会福祉法人に対する支援や育成という観点で考えていかないといけない内容が法律改正の中に含まれているのではないかと。
- 今後、これまで非常勤、無報酬で法人運営業務に携わってきた理事等に対して、どうやって新たに法律に規定された権限と責任を理解してもらうかということが問題になるのではないかと。
- 公益法人改革を参考に、いつまでに、どんなことについて、法人として取り組むべきかといった工程表を示すと、(法人が)新制度への移行を進めやすいのではないかと。

## 2 財務規律の確保について

- 自ら最低限確認すべき点をチェックリストとして配布して、点検した結果を提出してもらうことでも財務規律の確保はある程度担保はできるのではないかと。
- 例えば、財務諸表であれば、最低限こここの値とが合っているかとか、財務比率としては、通常これぐらいはないと、この規模だと通常はどうか、そういうものが提示できるのであれば望ましい。
- これまでも、社会福祉法人経営適正化事業で課題のある法人の分析を行ってきた。そうした経緯を踏まえた議論が必要ではないかと。
- 社会福祉充実計画の作成にかかわる資金構成の問題ということが言われているが、全国と比較した東京の社会福祉法人の特性を明らかにする必要があるのではないかと。

会議であった発言を事務局でまとめたものである